

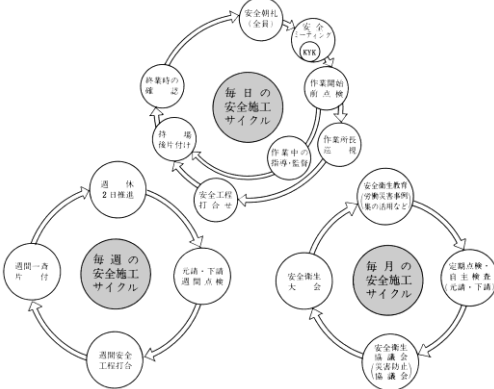
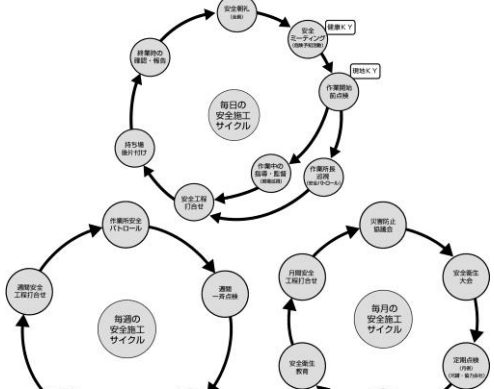
車両系建設機械運転業務の安全（基礎工事項） コード No. 133801

〈新旧対照表〉第 6 版 令和 7 年 10 月 8 日

【補足事項】※「旧版」から「新版」への文章の修正・追加・削除部分は、下線部を参照してください。

※誤字・脱字および奥付等の軽微な修正は割愛します。

※参考等の法令改正は引用先となる「発翰番号」「表題」のみ掲載します。

(旧版) 第 5 版 令和 6 年 4 月 5 日 No. 133801			(新版) 第 6 版 令和 7 年 10 月 8 日 No. 133801		
[表記・用語の統一（例：職場→事業所など）]					
ラジエータ			ラジエータ		
行なう			行う		
頁	箇所	内容	頁	箇所	内容
1	下から 1 行目	…死傷災害で約 <u>23%</u> 、死亡災害で約 <u>37%</u> を…	1	下から 1 行目	…死傷災害で約 <u>10%</u> 、死亡災害で約 <u>31%</u> を…
2	上から 2 行目	…墜落による災害が全体の約 <u>43%</u> と最も多く、次いで、建設機械等による災害が全体の約 <u>14%</u> を占めている。	2	上から 2 行目	…墜落による災害が全体の約 <u>33%</u> と最も多い。
	上から 4 行目	建設機械等による…		上から 4 行目	また、建設機械等による…
	上から 5 行目	…全体の約 <u>30%</u> を占めており、…		上から 5 行目	…全体の約 <u>39%</u> を占めており、…
	上から 6 行目	…による災害が多いことがうかがえる。		上から 6 行目	…による災害も多いことがうかがえる。
2	上から 8 行目	…早わかり」及び「建設業安全衛生年鑑」を参考…	3	3 頁 2 行目	…早わかり」等を参考…
3	上から 1～3 行目	削除	2	上から 6 行目のあとに	なお、最近の建設業の建設機械等による死亡災害を機械の種類別にみると、基礎工事項用機械によるものが、全体の約 4 %を占めており、機種別ではなく打機、くい抜機が約 50%、次いでアースオーガと削孔機が各々約 20%を占めている。
3～5	図 1-1～図 1-6				削除
61	図 3-3		59	図 3-3	
157	上から 2 行目	3 建設工事の注文者等仕事を他人に請け負わせる者は、施工方法、 <u>工期</u> 等について、安全で衛生的な作業の遂行をそこなうおそれのある条件を <u>付</u> さないように配慮しなければならない。	155	上から 2 行目	3 建設工事の注文者その他の仕事を他人に請け負わせる者は、施工方法、 <u>作業方法</u> 、 <u>工期</u> 、 <u>納期</u> 等について、安全で衛生的な作業の遂行を損なうおそれのある条件を <u>付</u> さないように配慮しなければならない。
	下から 12 行目	右記を挿入		下から 10 行目	(事業者の行うべき調査等)
163	下から 7 行目	3 前 <u>2</u> 号に掲げるもののほか、…	161	下から 6 行目	3 前 <u>二</u> 号に掲げるもののほか、…
164	上から 14 行目	…当該業務に <u>つ</u> かせてはならない。	162	上から 15 行目	…当該業務に <u>就</u> かせてはならない。
166	上から 1 行目	3 前 <u>2</u> 項に定めるもののほか、…	164	上から 3 行目	3 前 <u>二</u> 項に定めるもののほか、…
	上から 10 行目	2 前条第 <u>3</u> 項の規定は、…		上から 11 行目	2 前条第 <u>三</u> 項の規定は、…
168	下から 16 行目	<u>1～8</u> の <u>2</u> 省略	166	下から 16 行目	<u>1～8</u> 省略
	下から 6 行目	<u>10～</u> 省略		下から 6 行目	<u>10～41</u> 省略

171	下から 4 行目	…接触することにより労働者に危険が生ずるおそれのある箇所に、労働者を立ち入らせてはならない。 …	169	下から 4 行目	…接触することにより危険が生ずるおそれのある箇所に当該作業場において作業に従事する者が立ち入らせることについて、禁止する旨を見やすい箇所に表示することその他の方法により禁止しなければならない。…
172	上から 12 行目	…を地上に <u>お</u> ろすこと。	170	上から 14 行目	…を地上に <u>下</u> ろすこと。
	下から 5 行目	…十分な幅、強度及び <u>こ</u> う配を確保すること。		下から 2 行目	…十分な幅、強度及び <u>勾</u> 配を確保すること。
172	下から 3 行目	(とう乗の制限) 第 162 条 事業者は、車両系建設機械を用いて作業を行なうときは、乗車席以外の箇所に労働者を乗せてはならない。	171	上から 4 行目	(搭乗の制限) 第 162 条 事業者は、車両系建設機械を用いて作業を行うときは、 <u>当該作業場において作業に従事する者を乗車席以外の箇所に乗せてはならない。</u>
173	下から 8 行目	…労働者とつり上げた荷との接触、…	171	下から 3 行目	… <u>当該作業場において作業に従事する者</u> とつり上げた荷との接触、…
173	下から 3 行目	2 平 <u>た</u> んな場所で作業を行うこと。	172	上から 4 行目	2 平 <u>坦</u> な場所で作業を行うこと。
	下から 2 行目	3 つり上げた荷との接触又はつり上げた荷の落下により労働者に危険が生ずるおそれのある箇所に労働者を立ち入らせ <u>ない</u> こと。		上から 5 行目	3 つり上げた荷との接触又はつり上げた荷の落下により危険が生ずるおそれのある箇所に作業に従事する者が立ち入ることについて、禁止する旨を見やすい箇所に表示することとその他の方法により禁止すること。
176	下から 1 行目	… <u>燈</u> 火装置及び…	175	上から 8 行目	… <u>灯</u> 火装置及び…
177	上から 2 行目	2 事業者は、 <u>前項のただし書</u> の…	175	上から 10 行目	2 事業者は、 <u>前項ただし書</u> の…
	下から 15 行目	第 169 条 事業者は、前 <u>2</u> 条の自主検査を…		下から 8 行目	第 169 条 事業者は、前 <u>二</u> 条の自主検査を…
181	上から 4 行目	2 ずい道等の著しく狭あいな場所でボーリングマシンを使用して作業を行う場合で、 <u>巻上げ用ワイヤロープの切断による危険が生ずるおそれのある区域への労働者の立入りを禁止したとき。</u>	179	上から 12 行目	2 ずい道等の著しく狭あいな場所でボーリングマシンを使用して作業を行う場合で、 <u>当該作業場において作業に従事する者が巻上げ用ワイヤロープの切断による危険が生ずるおそれのある区域に立ち入ることについて、禁止する旨を見やすい箇所に表示することその他の方法により禁止したとき。</u>
182	下から 16 行目	第 187 条 事業者は、くい打機、くい抜機若しくはボーリングマシンのみぞ車若しくは滑車装置又はこれらの取付部の破損によって、ワイヤロープが <u>はね</u> 、又はみぞ車、滑車装置等が飛来する危険を防止するため、運転中のくい打機、くい抜機又はボーリングマシンの巻上げ用ワイヤロープの屈曲部の内側に労働者を立ち入らせてはならない。	180	下から 9 行目	第 187 条 事業者は、くい打機、くい抜機若しくはボーリングマシンのみぞ車若しくは滑車装置又はこれらの取付部の破損によって、ワイヤロープが <u>跳ね</u> 、又はみぞ車、滑車装置等が飛来する危険を防止するため、運転中のくい打機、くい抜機又はボーリングマシンの巻上げ用ワイヤロープの屈曲部の内側に <u>くい打機、くい抜機又はボーリングマシンを使用する作業場において作業に従事する者が立ち入ることについて、禁止する旨を見やすい箇所に表示することその他の方法により禁止しなければならない。</u>
188	下から 6 行目	…次に定めるところに <u>適</u> 合する…	186	下から 6 行目	…次に定めるところにより <u>適</u> 合する…
189	下から 8 行目	6 第 3 項の規定は、前 <u>2</u> 項に…	187	下から 8 行目	6 第 3 項の規定は、前 <u>二</u> 項に…
200	上から 1 行目	第 1 条～第 11 条の <u>1</u> 省略	198	上から 1 行目	第 1 条～第 11 条 省略